

令和 2 年 7 月 6 日現在

機関番号：11601

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K17007

研究課題名（和文）更生保護制度における地域社会の役割

研究課題名（英文）The role of local community in Probation System

研究代表者

高橋 有紀 (TAKAHASHI, Yuki)

福島大学・行政政策学類・准教授

研究者番号：00732471

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,000,000円

研究成果の概要（和文）：更生保護施設の移転・改築への反対運動の背景とその収束過程への関心の下、文献調査、聞き取り調査を行い、犯罪をした者等とその他の地域住民が適切な距離をもって共存する地域社会のあり方を考察した。研究の過程では、過去に反対運動を経験した更生保護施設に関する調査に加え、自殺や依存症、精神障害等の多様な生きづらさを抱える者を地域で支える理論や援助実践に関する文献調査や、更生保護の意義を社会に伝える広報や説明責任のあり方に関する文献調査も行った。これらを通して、単に「反対運動を乗り越える」とこととどまらず、犯罪歴を含め多様な負因を有する者を包摂する社会のあり方を多角的に検討することができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、更生保護施設の移転・改築等への反対運動への関心を発端とするものであるが、反対運動の生成・収束の過程を検証するととどまらず、更生保護制度において「地域」に何が期待され、また、多様な生きづらさを抱える人々にとって「地域」の公私の個人・機関がどのような役割を果たしているのかを、自殺、依存症、精神障害等の隣接領域の議論も踏まえて検討したものである。再犯防止推進計画において地方公共団体に大きな期待が寄せられている今日、「地域をつくる」という視点で更生保護のあり方を論じた本研究は、日本国内の各地域における再犯防止推進施策やその他の社会政策の充実・発展に大いに貢献しているものである。

研究成果の概要（英文）：This research is based on the concern about how the local community and ex-offenders can coexist within suitable distance. Especially, I considered the process of conflicts between offenders rehabilitation facilities and the local residents through interviews and document research. In document research, I reviewed the earlier studies not only on the promotion and accountability in the probation system but on the care for the people with addiction, mental illness and suicidality. Through those interviews and document research, I found that we should consider not only how we can resolve the conflicts between offenders rehabilitation facilities but on the way we include those with many kinds of difficulties with their lives into the local community.

研究分野：更生保護

キーワード：更生保護 更生保護施設 犯罪者処遇 施設コンフリクト 司法福祉

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

本研究の計画以前より、各地で更生保護施設の建設や移転・改築に際して周辺住民による反対運動が生じていた。とりわけ、いわゆる国立の更生保護施設である自立更生促進センター等については、建設予定地の大半で反対運動が生じ、建設を断念した例や、開所後も地域との関係に苦慮する例が見られた。同様に、いわゆる「迷惑施設」への反対運動は古くから見られ、「施設コンフリクト」の生成や収束過程に関する先行研究も、社会福祉学等の分野にすでに存在していた。また、更生保護施設等への反対運動については、反対派住民らと対峙した法務省関係者等が当時を振り返り、「更生保護の認知度を上げること」や「施設・保護観察所と住民が歩み寄ること」の大切さを指摘していた。

しかし、本研究実施者は、そのように施設や更生保護官署が「地域に理解され受け入れられること」を追求する発想が、ともすれば犯罪をした者等に対する排除を容認し、彼らに心理的負担を与えることを危惧した。それゆえ、反対運動の生成や収束過程のみに着目するのではなく、犯罪をした者等とその他の地域住民とが適切な距離を持って共存することのできる「地域社会のあり方」を考察したいと考えた。

### 2. 研究の目的

更生保護施設の建設、移転等に対する反対運動の背景や収束過程を検証するとともに、依存症や精神障害等を抱える者の地域生活に関する理論や実践を検討することを通じて、犯罪をした者等とその他の地域住民とが適切な距離を持って共存することのできる「地域社会のあり方」を考察する。それによって、更生保護に関する刑事政策学及び実務の発展に寄与するとともに、社会福祉学や精神保健福祉学等における同種の問題にも示唆を与える。

### 3. 研究の方法

本研究は、文献調査と聞き取り調査によって行い、その成果を論文や学会発表を通じて公表した。とりわけ、上記「1」のとおり、本研究の着想の背景にいわゆる国立の更生保護施設への反対運動に対する関心があったことから、全国4か所の同施設(自立更生促進センター2カ所、就業支援センター2カ所)のすべての聞き取り調査を実施した点は本研究の特徴的な点である。なお、福島自立更生促進センターについては下記に挙げた2019年度の聞き取り調査以外に、本研究の計画段階である2014年度、2015年度にも聞き取り調査を実施していることを付言する。

2016年度は、施設移転に際して長期間の反対運動を経験した青森県の更生保護施設「プラザあすなろ」、同施設とは対照的に、改築に際して大きな反対運動を経験していない福岡県の更生保護施設「恵辰会」、福岡市内での建設を断念して開所された北九州自立更生促進センターの3か所の聞き取り調査を行った。また、更生保護の施策や理論を扱った文献に加え、いわゆる「自殺希少地域」に関する文献調査を行うことで、犯罪歴を含む多様な事情を抱えた者にとって「生きやすい」地域のあり方を考察する視座を得た。

2017年度は、2016年度の北九州自立更生促進センターでの聞き取り調査で関心を抱いた薬物事犯者の帰住先や社会内処遇への関心から、「栃木ダルク」と連携してそれらの者への処遇や帰住先確保を熱心に行っている宇都宮保護観察所及び、国立の更生保護施設のうち地域との関係が比較的良好であるとされる沼田町就業支援センターへの聞き取り調査を行った。また、2017年9月には、第3回世界保護観察会議(東京都品川区)に参加し、自身の研究経過を報告するとともに、諸外国の更生保護の現状に触れる機会を持った。本研究実施者の研究報告に対しては、欧米の参加者から、自国でも犯罪をした者等の居住施設や就労訓練施設への反対運動が見られるとの指摘があり、本研究のテーマが世界的に普遍的なものであることを再認識した。また、薬物依存症者や精神障害者の地域生活に関する文献調査を行うことで、多様な生きづらさを抱える者の地域生活を支える理論や実践についての知識を得た。

2018年度は、自立準備ホームの建設に反対する住民らの声により、当該施設の建設にあたって周辺住民の一定数の同意を必要とする条例案が町議会に提議された埼玉県的事例について法務省保護局更生保護振興課に聞き取り調査を行った。また、茨城就業支援センター、京都市内の更生保護施設「盟親」、「西本願寺白光荘」にも、それぞれ開所の経緯や地域との関係等について聞き取り調査を行ったほか、自立更生促進センターの建設が周辺住民の反対で頓挫した経験を持つ京都保護観察所への聞き取り調査を行った。くわえて、2018年度には、地方再犯防止推進計画に関する文献調査も行い、それらの知見について、2017年度までに得た多様な生きづらさを抱える者の地域生活を支える理論や実践を踏まえて考察した。

2019年度は、研究成果を論文や学会発表を通じて公表するとともに、その準備のための文献調査、他の報告者との打ち合わせを兼ねた聞き取り調査を行った。2019年8月には日本司法福祉学会にてテーマセッション「自立更生促進センターの処遇とソーシャルワーク」(企画者:本庄武・一橋大学教授)で報告し、それに関連して、福島自立更生促進センターにて聞き取り調査を行ったほか、宇都宮保護観察所にて、茨城就業支援センターでの勤務経験のある保護観察官への聞き取り調査を行った。また、更生保護について「地域に分かりやすく伝える」ことへの関心から、更生保護の広報のあり方に関する文献調査に加え、行政活動や対人援助分野における「説明責任」や「効果測定」に関する文献調査も実施した。

以上を踏まえて、2019年12月には日本更生保護学会で口頭発表(招待有)を行ったほか、2020年3月には本研究の知見を基に福島大学の紀要『行政社会論集』に論文を発表した(下記「5主

な研究論文等」中の〔学会発表〕〔雑誌論文〕参照〕。なお、本研究の成果、とりわけ「地域社会のあり方」にかかわる論点については、2020年度以降も各地の地方再犯防止推進計画の方向性等を踏まえて考察し、更なる論文執筆や学会発表を行う予定である。

#### 4. 研究成果

本研究では、犯罪をした者等とその他の地域住民とが適切な距離を持って共存することのできる地域社会のあり方について、以下の知見を得て、その成果を論文や学会発表を通じて公表した。また、2019年にはこれらの知見を踏まえ、福島県庁こども未来局主催の「再犯防止推進計画策定のための検討会」にて基調講演を行うなど、本研究で得た知見を、研究の対象である「地域社会」に還元した点は本研究の特筆すべき点である。なお、本研究実施者は2020年度より、福島県再犯防止推進協議会委員への就任が決定している。

本研究で得られた知見は具体的に、以下の3点に要約できる。

第1に、他の「迷惑施設」に関する反対運動にも共通する点であるが、更生保護施設の建設や移転・改築に際してひとたび反対運動が生じると、その運動を早期に収束させ、施設を開所するために保護観察所や施設と反対派住民との間での妥協点を見出すことが重視されがちとなる。そして、その「妥協点」は、性犯罪や薬物事犯など、犯罪の性質上、家族の元への帰住により多くの困難を抱える者や専門的な処遇を要する者を当該施設で受け入れないといった排除を伴うものとなることが多い。他方で、地域には必ずしも反対派住民だけが居住するわけではなく、施設や保護観察所を支持する者や「賛成・反対のどちらでもない」あるいは「関心がない」者、そして、犯罪をした後、更生保護施設以外に頼れる場所がない者も存在する。その意味では、地域住民のうちの必ずしも全員ではない「反対派住民」のみを「地域の人」として想定し、施設と地域の妥協点を探ることは社会正義の点で妥当ではない。この点に関連し、障害者施設等の「施設コンフリクト」に対する先行研究や、更生保護施設の建設反対運動を振り返る言説では、「反対派住民と施設側が話し合う過程で、障害者福祉や更生保護への理解が深まる」、「熱心に反対していた人の中には、熱心な賛同者やボランティアへ変容する者も見られる」といった事象を挙げ、「反対運動は振り返れば有意義な経験」と評するものも多い。しかし、本研究実施者は、上記のような考察を通して、反対運動の収束過程においては多くの場合、犯罪をした者等への排除を伴う「妥協点」が見出されることにかんがみると、「反対運動が生じない」地域社会の構築こそが重要であるとの結論に至った。そして、そのために日頃から「地域には多様な事情を抱えた者が共存していること」を折に触れて啓発すべきであると主張した。この点については特に、2018年10月の日本犯罪社会学会にて指摘した（下記「5 主な研究論文等」中の〔学会発表〕参照）。

第2に、上述の「日頃から『地域には多様な事情を抱えた者が共存していること』を啓発すること」に関連し、犯罪者処遇にかかわる矯正・更生保護官署は、今まで以上に多様な地域住民の関与を受け入れていく必要がある。日本では、刑務所のあり方に対してはその密行性や閉鎖性が「日本型刑刑」として長く問題視されてきた一方で、更生保護に対しては伝統的に、保護司や更生保護女性会などの地域のボランティアに支えられているとの認識が一般的であった。しかし、更生保護官署もまた、保護司や更生保護女性会員のような、更生保護についてすでに関心と協力の意志を有する者以外の多様な市民に対して、更生保護の意義や活動の実際を伝える努力は不十分だったのではないかと。更生保護施設や自立更生促進センターへの反対運動は、そのことを浮き彫りにしたと言える。それゆえ、矯正や更生保護についてそれまで聞いたことのない者や、犯罪をした者等の事情や実情について誤った、あるいは偏ったイメージを有している者に対して、矯正・更生保護官署側からの確かな情報発信をしていく必要がある。また、それに際して有意義な方策の1つとして、多様な市民からなる「第三者委員会」の設置が挙げられる。本研究実施者は、本研究期間中に福島刑務所視察委員会委員長、福島自立更生促進センター運営連絡会議委員長を務める経験をした。これらの委員会の委員には、それまで矯正・更生保護にかかるボランティア等の経験がない市民も多いが、委員を務める中で、刑務所や保護観察所の仕組みや実情を理解するとともに、犯罪をした者等に対して各々の視点で共感を示す様子も見られる。従来の保護司や更生保護女性会員、あるいは刑務所の篤志面接委員等の担い手以外の市民であっても、矯正・更生保護にかかわる機会を通して、犯罪をした者等の立ち直りに協力したいと考える者は潜在するはずである。その意味では、これまでの犯罪者処遇を支えてきた「市民参加」のあり方のみでこだわるのではなく、多様な市民が地域において多様な形で矯正・更生保護にかかわる方策を検討していく必要がある。この点については特に、2019年の書籍掲載論文及び2018年の雑誌掲載論文、2019年の日本犯罪社会学会で指摘した（下記「5 主な研究論文等」中の〔雑誌論文〕〔学会発表〕参照）。

第3に、更生保護に対する多様な市民からの理解や支持・協力を得ることを目的とした広報・啓発活動やその他の情報発信はともすれば、犯罪をした者等の立ち直りにおける特定の場面のみを強調するものになりがちである。とりわけ、行政活動や対人援助分野においても「効果測定」や「説明責任」の重要性が指摘される今日、更生保護の諸活動の意義や成果も「刑務所への2年以内再入率」や「保護観察対象者の進学・就職率」といった量的な指標で示す動きが見られる。むしろ、それらの数値を改善することは重要であり、それによって、より多くの市民が更生保護の意義や成果を理解することは否定できない。しかし、量的な指標にのみ注目することで、ともすれば保護司や保護観察官の献身的な働きかけのような客観的に指標化しづらいものの意義が軽視されかねない。また、「保護観察対象者の進学・就職率」のような要素は、客観的な指標化

の容易さに加え、犯罪をした者等の事情を十分には理解しない市民にとっても「受容しやすい立ち直り方」を体現したものである。「指導監督や補導援護を受けることで、安定した生活を目指し人生を歩んでいる」という「物語」は多くの市民にとって分かりやすく、受容されやすい。しかし、犯罪をした者等を取り巻く事情や彼らの立ち直りの過程に関する先行研究にかんがみると、皆がそのような「物語」を生きるわけではなく、犯罪をした者の立ち直りの過程は決して分かりやすいものではない。そして、本来、更生保護はそうした決して分かりやすすくない各人の立ち直り方に寄り添うことに価値を置いてきたとも言える。それに対して、多様な市民の協力や支持を得やすい「物語」を強調することは時に、犯罪をした者等から、一定の立ち直り方以外の生き方をする選択肢を奪うことになりかねない。それゆえ、多様で分かりづらい立ち直り方をする人々を支えることこそが更生保護の意義の 1 つであることを社会に粘り強く発信する必要がある。また、それに際しては、犯罪をした者等と同様に、多様で必ずしも分かりやすすくない回復過程や地域への定着過程を迎えることの多い精神障害者らに対する援助の理論や実践に学ぶべき点も大きい。また、多様な生きづらさを抱える人々がその人らしく地域で暮らすことを支えるという観点では、薬物依存症者への支援や、地域や自治体の自殺対策に関する議論にも参照すべき点が多い。これらの点については特に、2020 年及び 2019 年の雑誌掲載論文、2019 年の日本更生保護学会で指摘した（下記「5 主な研究論文等」中の〔雑誌論文〕〔学会発表〕参照）。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計9件（うち査読付論文 3件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 高橋有紀	4. 巻 32(4)
2. 論文標題 「見映えのしない地域貢献」たる更生保護制度における広報と説明責任	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 行政社会論集	6. 最初と最後の頁 143-168
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） <a href="http://hdl.handle.net/10270/5161">http://hdl.handle.net/10270/5161</a>	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 高橋有紀	4. 巻 32(1)
2. 論文標題 「地方の時代」における再犯防止推進法と地域社会	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 行政社会論集	6. 最初と最後の頁 45-73
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） <a href="http://hdl.handle.net/10270/5046">http://hdl.handle.net/10270/5046</a>	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 高橋有紀	4. 巻
2. 論文標題 「犯罪をした人が「立ち直りやすい地域」をめぐる試論」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 (図書掲載論文) 酒井安行・中野正剛・山口直也・山下幸夫『新倉修先生古稀祝賀論文集 国境を超える市民社会と刑事人権』（現代人文社）	6. 最初と最後の頁 402-419
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 高橋有紀	4. 巻 13
2. 論文標題 「（研究ノート）福島自立更生促進センター運営連絡会議の意義と課題に関する考察」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 更生保護学研究	6. 最初と最後の頁 16-21
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高橋有紀	4. 巻
2. 論文標題 「立ち直りを支える居住・就労支援のあり方」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 (図書収録論文) 刑事立法研究会編(分担執筆) 『「司法と福祉の連携」の展開と課題』	6. 最初と最後の頁 269-284
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計8件 (うち招待講演 1件 / うち国際学会 1件)

1. 発表者名 高橋有紀
2. 発表標題 「自立更生促進センターの処遇におけるソーシャルワーク」
3. 学会等名 日本司法福祉学会第20回全国大会分科会「自立更生促進センターの処遇とソーシャルワーク」
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 高橋有紀
2. 発表標題 「犯罪者処遇における「第三者委員会」の意義と課題」
3. 学会等名 日本犯罪社会学会第46回大会テーマセッション「犯罪者処遇への市民参加の現代的諸相」
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 高橋有紀
2. 発表標題 「更生保護の「価値」を客観化し、言語化することの意義と課題」
3. 学会等名 日本更生保護学会第8回大会シンポジウム「更生保護の成果をどう測るか 社会的インパクト評価を参考に」(招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 高橋有紀
2. 発表標題 「『社会内処遇の時代』における『更生保護』のゆくえ」
3. 学会等名 現代刑事法研究会第50回記念シンポジウム
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 高橋有紀
2. 発表標題 「『地域の人』と更生保護」
3. 学会等名 日本犯罪社会学会第45回大会テーマセッションH「更生保護における「地域」とはどこか」
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Yuki Takahashi
2. 発表標題 Suitable Distance between Offendres Rehabilitation Facility and the Community
3. 学会等名 The 3rd World Congress on Probation (国際学会)
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考